

さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第15号

令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙における期日前投票所は、次のとおりである。

令和7年5月11日

さいたま市浦和区選挙管理委員会委員長 玉井哲夫

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
浦和区役所内	5月12日から5月24日まで
北浦和インフォメーションセンター内	5月17日から5月24日まで
浦和コミュニティセンター内	5月22日から5月24日まで